

平成 27 年度第 1 回行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日 時：平成 27 年 12 月 1 日(火) 14:00～15:30

2 場 所：東北管区行政評価局局長室

3 出席者

委 員：斉藤睦男（座長）、遠藤恵子、小宅厚、武田真一、藤田祐子、渡辺静吉
の各委員

事務局：稲山文男局長、平野誠第一部長、後藤宏第二部長、山口清総務管理官、
赤坂仁行政相談課長、原田秀一首席行政相談官

4 議 題

(1) 新規付議事案の審議事案

○ 秋田駒ヶ岳の男岳山頂に設置されている老朽化し危険な山頂方位盤の改修等について

(2) 前回の付議事案に関するその後の経過等の報告

5 議事要旨

新規付議事案について、審議したところ、委員から次のような発言があった。

(斉藤座長)

具体的には、キノコみたに見える方位盤とその支柱がばたっと倒れる危険ではないようだが、写真を見ると元八角形の台座の部分が周りから壊れていきそうな状態になっていることでそれなりの危険があると思われる。

(渡辺委員)

この写真、生々しいと感じた。環境省では「通常の利用形態」では大丈夫という発言だったが、この写真を見る限りは、今の時点では崩落の危険なんだろうけど、いずれ劣化が進行するとさらに危険性が増すのではないのかと思う。大丈夫という環境省の見解では、もし何か事故があったとき誰が責任を取るのかと思った。

(小宅委員)

ここは風の強いところなんじゃないですかね。この石を見ますとね。これだけえぐられているんだろうなと思うわけですよ。だからやっぱり危険性は高いんじゃないですかね。

やはり自然公園法という法律を基に自然公園地域を管理しているというのが環境省で
すね、基本的に。こういうような危険物があるならば、それが設置者が分かるなら別だが、
それが全く分からない状態で危険物を放置するというのは、管理者としてはできないこと
なのではないか。そして自然公園全体を管理する、というそこに行き着くのでは。

(遠藤委員)

たらい回しになるおそれがあるのでむしろ積極的に関係機関で話し合ってください
よという方法は、適切な考え方であると思います。

(武田委員)

今回は行政とは何かと問われるような案件ということで重要な案件。結局自分のテリト
リーの中で仕事をしていれば、足りるんだという姿勢で仕事をされたのでは、^{きわ}際にある問
題は全く救われず、もしかしたらあるとき、けが人や死者を出してしまう、そのような事
案があるんですよということを教えてくれる。その^{きわ}際の際の部分は法律で解決するものでは
ない、というのが大前提。そこで法律を持ち出されては、みなさんの狭間にある問題は救
えないということ呼びかけていくしかない案件。そのときに誰が音頭をとるのかといえ
ばあなたでしょという姿勢が必要。その背景にあるものまできちんと踏まえて説明しない
とこれはなかなか、はいテーブルについてくださいで済む話ではないと思う。そういう意
味で非常に重要で、難しい案件ですよ。今までみなさんそういう案件を扱ったのかどう
か、行政って何なのか問われる案件ですよ。話し合いのテーブルにつくことすら大変な
事案なんだと気づかされた。非常に大切な案件です。どういう姿勢で行政評価局があっ
せんするのかどうかは、文案上も踏み込んで、そういう重要な案件で、とそういう書き方
をしてもいいのではないかと私は思うくらいの感想を持ちました。

(斉藤座長)

このような法的な根拠があるからあなたがやりなさいという性質の問題ではないんで
すね。関係行政機関がどこもうちでやる問題ではない、うちに持って来られても困ると言
い合っている、法律の^{きわ}際の際にある問題こそ、重要な問題として取り上げるべきで、そういう
という主張を込めてあっせん等をするということで良いのではないかと思います。

(小宅委員)

基本的には誰が音頭を取るかということがありますよね。自然公園法という法律という
枠の中においては、それを管轄しているのは環境省なんだから、これはあなたが音頭をと
って集めて、どうしたものかとテーブルにのせてみてはどうかと思います。テーブルの上
にのせないことには、話は分からない。関係機関が個別にどうこう言ってますけども、ま
とめてテーブルにのせる、それ自体は環境省がやっても良いのではないのでしょうか。

(渡辺委員)

国立公園内の問題であり、国が最終的な管理者となる立場なのだから、やはり中心になってやるのは環境省が相応しいと思う。

(武田委員)

環境事務所は…とあっせんの文章が始まったときに、なんだと、またおれたちかという印象を持たれないのかなと。肩を持つわけではないが、話し合いの場があって、その大きな議題として主導的にそこで…というようなニュアンスにまで和らげてやるというのは、意外に現実的なのかなと。

(武田委員)

もう一つ、こういう地域では、林野庁なども入って地元の関係機関や団体が集まるんとか協議会みたいなものがあるような気がします。つまり、権利関係を話し合うのではなくて、登山シーズンに関係者が集まって安全対策を話し合うというような場が必ずあるんですけど。その公園維持とか管理の目的に資するための協議会みたいなものって、私の取材経験上は必ず地元にあったりするんですよ。

(斉藤座長)

そうですね。あっせん内容の実現のためには、環境省が主体的に動きたくなる、表現上そういう配慮が必要かもしれない。

それと、地元にある何とか協議会の場を利用する等して…みたいなことも文章中に織り込んでいただくと良い。

今回の付議事案についてあっせんを行うことが適切であることは委員の皆さんの共通認識であり、そのあっせんの方向性や趣旨については議論も固まってきたので、これを踏まえてあっせんを行ってもらおう、ということによろしいですね。

(一同)

了承。